

○広報にっしん広告掲載要綱

平成25年11月6日

要綱第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源の確保と地域振興を図るため、日進市有料広告掲載に関する要綱(平成18年日進市要綱第65号)に定めるもののほか、日進市(以下「市」という。)が発行する広報紙「広報にっしん」(以下「広報紙」という。)へ掲載する有料広告(以下「広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載希望者の条件)

第2条 広告掲載希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載しないものとする。契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中であるもの
- (2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (3) 日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 市税等を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告を掲載する位置は、広報紙の最終ページ(裏表紙)とし、掲載数は、市が決定する。

(広告の規格及び広告掲載料等)

第4条 広告の規格及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 配色については、4色(フルカラー)とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1号(1月)単位を基本とする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、毎年1月に次年度の4月分から3月分までを、広報紙及び市ホー

ムページによる公募等により一括して行うものとする。ただし、掲載枠に空きが生じた場合は、当該期間内の広告を随時募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、「広報につきん広告掲載申込書」(第1号様式)(以下「申込書」という。)に提出書類を添えて、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、日進市有料広告掲載に関する要綱第7条及び第8条の規定に基づきその内容等を審査し、「広報につきん広告掲載決定通知書」(第2号様式)により、広告掲載の可否を広告掲載希望者に通知する。

2 広告掲載の申込みが広告掲載の募集の枠数を越えたときは、次に掲げる順位により、広告掲載者を決定する。

- (1) 第1順位 市内に事業所を有する者又は市内に住所を有する者
- (2) 第2順位 公益を目的とする事業を行う者その他これらに類する者
- (3) 第3順位 前2号に掲げる者以外の者

3 前項の規定により順位を決定しても、なお広告掲載希望者が複数ある場合は、掲載枠の大きい者を優先し、それでも決定できない場合は、抽選により広告掲載者を決定する。

4 掲載枠に空きが生じた場合は、前項による抽選で決定されなかった広告掲載希望者を優先する。なお、それでも決定できない場合は、随時申込みを受け付け、申込書の受付日の早い広告掲載希望者を優先する。

5 第1項の規定により、広告掲載可の決定を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、広報につきん広告掲載承諾書(第3号様式)を市長へ提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法により自らの責任及び負担で作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広報につきん広告掲載取消通知書(第4号様式)により、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 日進市有料広告掲載に関する要綱第10条第3項の規定による広告原稿の変更に従わないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告主の責めに帰することができない事由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広報紙への広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の広告掲載料の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する広告掲載料について適用し、施行日前に徴収する広告掲載料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月20日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の広告掲載料の規定は、前項ただし書の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する広告掲載料について適用し、施行日前に徴収する広告掲載料については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

規格		広告掲載料(1号あたり)※
4分の1枠	縦135mm×横88.5mm	31,420円
2分の1枠	縦135mm×横179mm	62,840円
1枠	縦272mm×横179mm	125,680円

※広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。

第1号様式（第7条関係）

広報にっしん広告掲載申込書

年 月 日

日進市長 あて

広告掲載申込者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者職氏名）

印

日進市有料広告掲載に関する要綱第6条及び広報にっしん広告掲載要綱第7条の規定に基づき、広告原案等を添えて次のとおり申し込みます。

掲載希望号	<input type="checkbox"/> 4月号から6月号まで	<input type="checkbox"/> 7月号から9月号まで
	<input type="checkbox"/> 10月号から12月号まで	<input type="checkbox"/> 1月号から3月号まで
	<input type="checkbox"/> その他（ 月号）	
掲載希望枠	<input type="checkbox"/> 4分の1枠	<input type="checkbox"/> 2分の1枠
	<input type="checkbox"/> 1枠	
連絡先	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： ファックス： 電子メール：	
提出書類	広告原案 会社案内など（会社の概要がわかるもの）	
その他	申込みにあたり、日進市有料広告掲載に関する要綱、日進市広告掲載基準、広報にっしん広告掲載要綱等の内容を遵守します。 なお、市税等の滞納はありません。また、市税等の納税状況を確認されることに同意します。	

第2号様式（第8条関係）

広報にしん広告掲載決定通知書

年 月 日

様

日進市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲載号	年 月号から 年 月号まで
掲載枠	枠
原稿提出期限	(年 月号) 年 月 日
	(年 月号) 年 月 日
	(年 月号) 年 月 日
広告掲載料	円 (消費税及び地方消費税を含む)
納付期限	年 月 日
その他	

第3号様式（第8条関係）

広報にっしん広告掲載承諾書

年 月 日

日進市長あて

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者職氏名）

印

日進市有料広告に関する要綱及び日進市広告掲載基準並びに広報にっしん広告掲載要綱を遵守し、下記の内容について承諾します。

記

掲 載 号	年 月号から 年 月号まで
掲 載 枠	枠
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む）
納 付 期 限	年 月 日
そ の 他	

第4号様式（第11条関係）

広報にっしん広告掲載取消通知書

年 月 日

様

日進市長 印

年 月 日付けで掲載決定しました広報にっしんへの広告掲載について、次の理由により掲載を取り消します。

広 告 主	
取 消 理 由	

第1号様式(第7条関係)

第2号様式(第8条関係)

第3号様式(第8条関係)

第4号様式(第11条関係)